

現場における安全対策について

2026.5.26

高山労働基準監督署
安全衛生課長 堀敦

目次

1 高山労基署管内の労働災害発生件数

2 令和8年1~4月 労働災害事例

(1) 建設業

(2) 林業

3 労働災害防止対策

(1) 熱中症対策

(2) 足場からの墜落防止措置

(3) 墜落制止用器具

4 その他違反事例等

1 高山労基署管内の労働災害発生件数

令和7年の労働災害発生件数

	令和7年		令和6年		対前年比 増減数		対前年比 死傷者数 増減率
全産業	180	(2)	177	(3)	3	(-1)	1.7%
製造業	39		35		4		11.4%
建設業	27	(1)	39	(2)	-12	(-1)	-30.8%
運送業	11		7		4		57.1%
林業	17		14		3		21.4%
小売業	12		10		2		20.0%
社福祉	12		17		-5		-29.4%
旅館業	13		19		-6		-31.6%
その他	49	(1)	36	(1)	13		36.1%

労働者死傷病報告による休業4日以上死傷者数。カッコ内は死亡者数(内数)

令和8年（1～4月）の労働災害発生件数

	令和8年		令和7年		対前年比 増減数、増減率		令和6年同期 (参考)	
全産業	56		59		-3	-5.1%	39	(2)
製造業	10		20		-10	-50.0%	12	
建設業	5		7		-2	-28.6%	9	(2)
運送業	4		4		0		1	
林業	5		3		2	66.7%	4	
小売業	4		3		1	33.3%	0	
社福祉	0		4		-4	-100.0%	2	
旅館業	4		4		0		6	
その他	24		14		10(注)	71.4%	5	

(注) 鉱業1件増、農業2件増、金融広告業1件増、医療・保健衛生業4件増、清掃・と畜業2件増

2 令和8年1~4月 労働災害事例

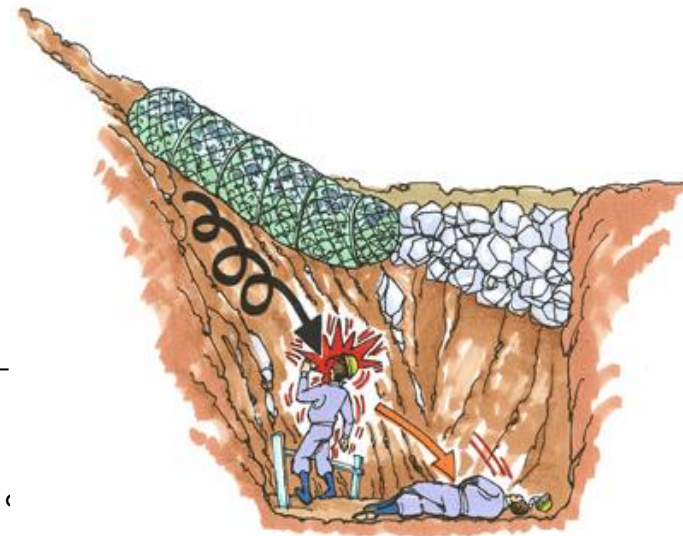
(1) 建設業

事例	年齢	経験期間	業種	事故の型	起因物	休業日数
1	70代	33年	道路建設工事業	飛来、落下	石、砂、砂利	7日
2	60代	4年	道路建設工事業	墜落・転落	脚立	10日
3	50代	23年	砂防工事業	墜落・転落	地山、岩石	1か月
4	10代	2年	その他の建設業	転倒	木材、竹材	1か月
5	10代	5か月	木造家屋 建築工事業	切れ、こすれ	木材加工用 機械	10日

事例	年齢	経験期間	業種	事故の型	起因物	休業日数
1	70代	33年	道路建設工事業	飛来、落下	石、砂、砂利	7日

発生状況

工事現場において削孔作業の準備をしていた。斜面の上部からの落石(直径5cm程度)が、仮設防護柵(高さ3.5m)を飛び越えて飛来、落下し、右頬を負傷したものの。



発生原因

- 1 落石するおそれがある箇所に、立ち入らせていたこと。
- 2 落石防止対策が不十分であったこと。

再発防止対策等

- 1 落石するおそれがある箇所に、作業者を立ち入らせないこと。
- 2 やむを得ず作業者を立ち入らせる場合には、次の落石防止措置を講ずること。
 - ① 作業範囲の斜面の上部に、コンクリートを吹き付ける。
 - ② 斜面上に防護ネットを設置する。
 - ③ 仮設防護柵の高さをかさ上げる。

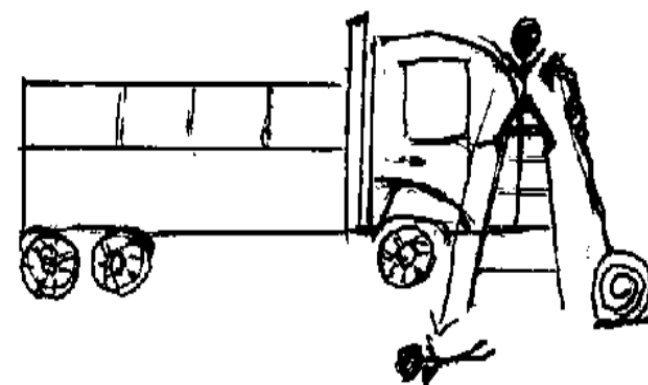
事例	年齢	経験期間	業種	事故の型	起因物	休業日数
2	60代	4年	道路建設工事業	墜落・転落	脚立	10日

災害発生状況

ガソリンスタンドにおいて、大型ダンプの洗車を脚立(高さ1.5m)をまたいで行っていた。ひっかかったホースをひっぱったところ、バランスを崩して落下し、脚立の金具で下肢を負傷したもの。

災害発生原因

- 1 脚立を使用させたこと。
- 2 脚立の使い方が誤っていたこと。
- 3 ひっかかるようなホースを使用していたこと。
- 4 作業方法の安全教育が行われていなかったこと。



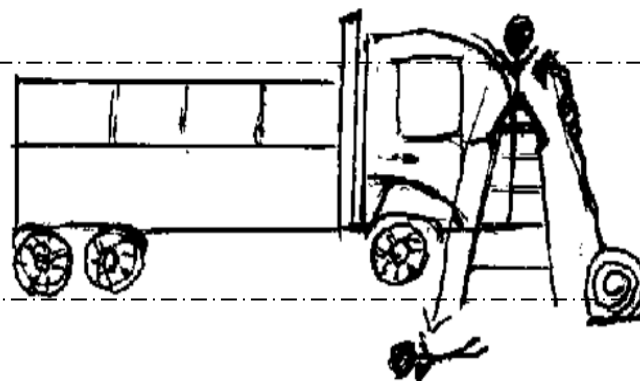
再発防止対策等

- 1 脚立を使用しない洗車方法を検討すること。
- 2 脚立の使い方に関する安全教育を行うこと。

事例	年齢	経験期間	業種	事故の型	起因物	休業日数
2	60代	4年	道路建設工事業	墜落・転落	脚立	10日

再発防止対策等

- 1 脚立を使用しない洗車方法を検討すること。
- 2 脚立の使い方に関する安全教育を行うこと。



以下の2点について検討してみましょう

- はしごや脚立の**使用自体を避けられないですか？**
- 墜落の危険性が相対的に低い**ローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？**（※）

（※）足元の高さが2 m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

【手すり付き脚立(例)】 【可搬式作業台(例)】

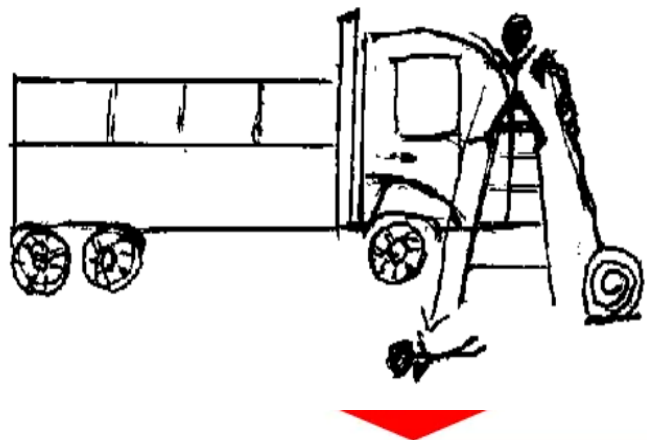


十分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、
はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

事例	年齢	経験期間	業種	事故の型	起因物	休業日数
2	60代	4年	道路建設工事業	墜落・転落	脚立	10日

再発防止対策等

- 1 脚立を使用しない洗車方法を検討すること。
- 2 脚立の使い方に関する安全教育を行うこと。



充分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

脚立の使い方



事例	年齢	経験期間	業種	事故の型	起因物	休業日数
3	50代	23年	砂防工事業	墜落・転落	地山、岩石	1か月

災害発生状況

工事現場において、工具を斜面下に落とした。その工具を拾いに行ったところ、凍結していた斜面で足を滑らせ転落し、肋骨等を負傷したもの。

災害発生原因

- 1 工具を落としたこと。
- 2 凍結した斜面で足を滑らせたこと。



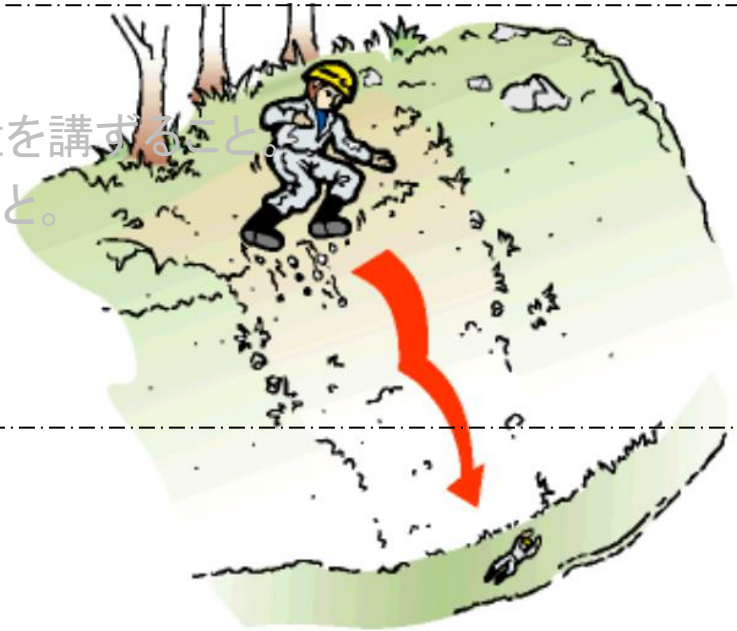
再発防止対策等

- 1 工具等が落下しないよう、工具等の落下防止措置を講ずること。
- 2 転落するおそれがある箇所には立ち入らせないこと。
- 3 やむを得ず凍結のおそれのある斜面や通路等を歩行させる場合は、**転倒**防止措置を講じたうえで、耐滑性のある履物を使用させること。

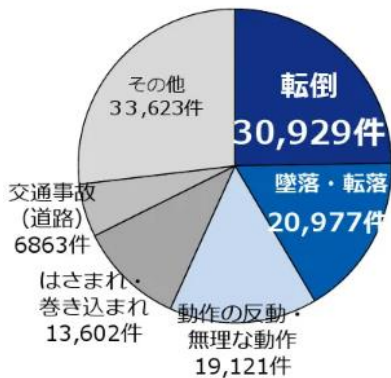
事例	年齢	経験期間	業種	事故の型	起因物	休業日数
3	50代	23年	砂防工事業	墜落・転落	地山、岩石	1か月

再発防止対策等

- 1 工具等が落下しないよう、工具等の落下防止措置を講ずること。
- 2 転落するおそれがある箇所には立ち入らせないこと。
- 3 やむを得ず凍結のおそれのある斜面や通路等を歩行させる場合は、**転倒防止措置**を講じたうえで、**耐滑性のある履物**を使用させること。



職場における労働災害（年間125,115件）



出典：令和2年 労働者死傷病報告より
（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）



50代以上
約 **7** 割

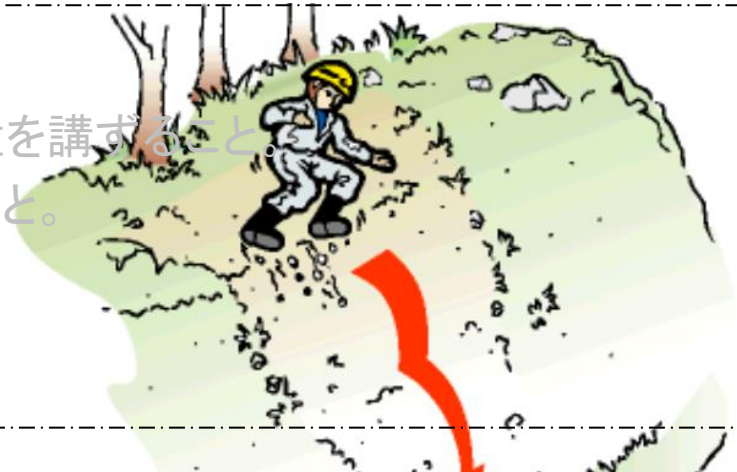
休業
1か月以上
約 **6** 割

女性
約 **6** 割

事例	年齢	経験期間	業種	事故の型	起因物	休業日数
3	50代	23年	砂防工事業	墜落・転落	地山、岩石	1か月

再発防止対策等

- 1 工具等が落下しないよう、工具等の落下防止措置を講ずること。
- 2 転落するおそれがある箇所には立ち入らせないこと。
- 3 やむを得ず凍結のおそれのある斜面や通路等を歩行させる場合は、転倒防止措置を講じたうえで、耐滑性のある履物を使用させること。



危険の見える化



設備の改善



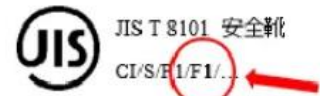
耐滑性の有無

靴の滑りにくさを確認していますか？

耐滑性を有する靴は、以下の箇所で確認できます。

■安全靴の場合

個装箱のJISマーク表示の近くに「F1」または「F2」の表示があるか確認してください。



■プロスニーカーの場合

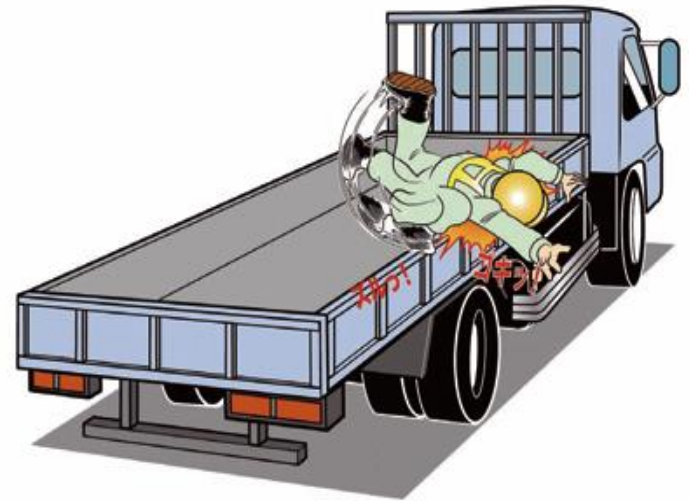
靴のべろ裏面の表示に、耐滑性のピクト表示があるかを確認してください。



事例	年齢	経験期間	業種	事故の型	起因物	休業日数
4	10代	2年	その他の建設業	転倒	木材、竹材	1か月

災害発生状況

会社土場において、トラック側面の横ドアから荷台に上がったところ、荷台上に置かれていた角材に乗り上げ、バランスを崩し転倒し足首を負傷したものの。

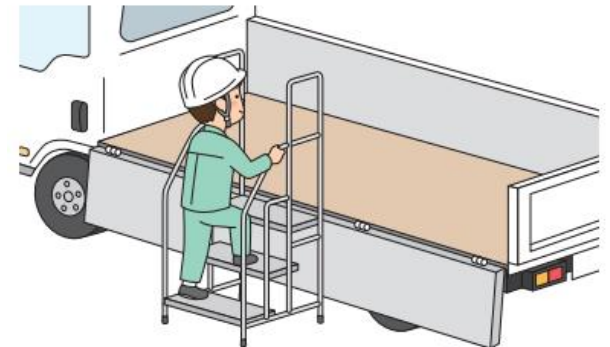


災害発生原因

トラックの荷台に上がる際、昇降設備を使用せず、横ドアから直接荷台に上がろうとしたこと。

再発防止対策等

- 1 トラックの荷台に昇降する際は、可搬式の踏み台等の適切な昇降設備を使用すること。
- 2 作業員に安全な作業方法を教育すること。



可搬式の踏み台等の例

事例	年齢	経験期間	業種	事故の型	起因物	休業日数
5	10代	5か月	木造家屋 建築工事業	切れ、こすれ	木材加工用 機械	10日

災害発生状況

現場において、土台伏せ作業のため電動ドリルで穴をあけた際に出た木くずを左手で払ったところ、左手がドリルの刃部に触れ負傷したものの。

災害発生原因

刃部の近くの木くずを、直接手で払ったこと。

再発防止対策等

作業員に対し、安全な作業方法を教育すること。



2 令和8年1~4月 労働災害事例

(2) 林業

事例	年齢	経験期間	業種	事故の型	起因物	休業日数
1	50代	25年	木材伐出業	転倒	起因物なし	14日
2	40代	18年	木材伐出業	飛来、落下	立木等	1週間
3	20代	3か月	その他の林業	激突され	立木等	5日
4	20代	3年	木材伐出業	はさまれ、 巻き込まれ	トラック	2か月
5	10代	10か月	木材伐出業	飛来、落下	立木等	2週間

事例	年齢	経験期間	業種	事故の型	起因物	休業日数
1	50代	25年	木材伐出業	転倒	起因物なし	14日

災害発生状況

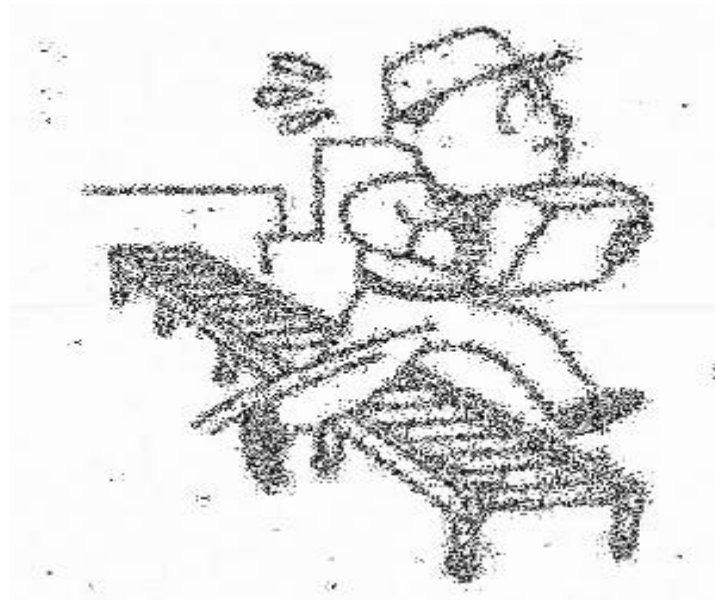
チップ工場においてベルトコンベアをまたいで、移動した際、自身の右足で左足を踏み転倒し、機械の側板に右脇腹を負傷したもの。

災害発生原因

ベルトコンベア上をまたいで移動したこと。

再発防止対策等

工場内を安全に移動できる通路を確保すること。



事例	年齢	経験期間	業種	事故の型	起因物	休業日数
2	40代	18年	木材伐出業	飛来、落下	立木等	1週間

災害発生状況

現場において、伐倒する桧に広葉樹の枝が重なっていたが、そのまま桧を伐採したところ、広葉樹の枝が落ちてきて左肩に当たり負傷したものの。

災害発生原因

伐倒木に広葉樹の枝が重なっていたこと。



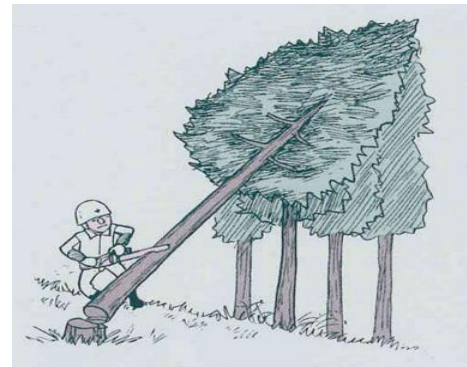
再発防止対策等

- 1 立木を伐倒する際は、上方の状況を確認し、枝の重なり等に対する処理を行ってから伐倒すること。
- 2 立木を伐倒する際は、退避場所(山側の上方2mの立木の後)を定め、退避すること。

事例	年齢	経験期間	業種	事故の型	起因物	休業日数
3	20代	3か月	その他の林業	激突され	立木等	5日

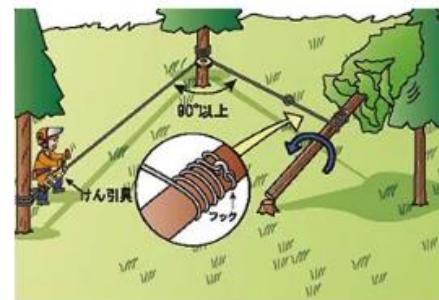
災害発生状況

現場において、間伐材のヒノキがかかり木となったため、元玉切りを行ったところ、切り落とした部分が腰部に当たり負傷したものの。



災害発生原因

かかり木処理として元玉切りを行ったこと。



再発防止対策等

- 1 かかり木の処理作業をする際は、チルホールなど適切にかかり木処理ができるものを使用すること。
- 2 作業員に伐倒及び安全なかかり木処理を教育すること。



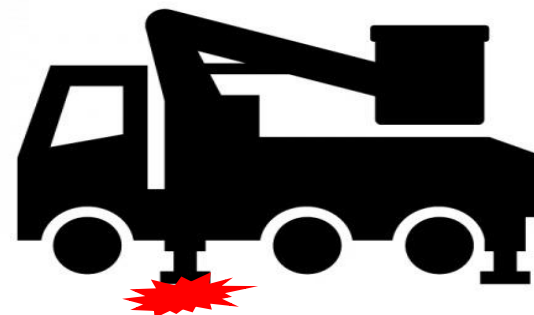
フェリング
レバー
てこ棒



事例	年齢	経験期間	業種	事故の型	起因物	休業日数
4	20代	3年	木材伐出業	はさまれ、巻き込まれ	トラック	2か月

災害発生状況

現場において高所作業車のアウトリガーを張り出した際に、アウトリガーの設置位置に右足があったため、アウトリガーのジャッキにはさまれ負傷したものの。



災害発生原因

アウトリガーの設置位置上で待機していたこと。

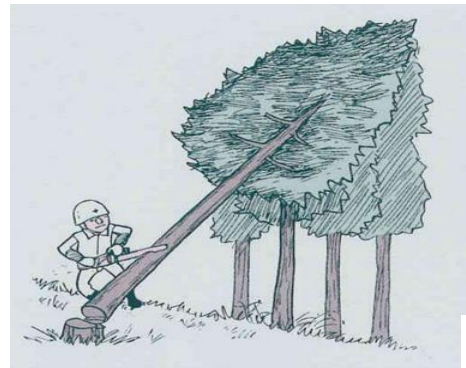
再発防止対策等

高所作業車を使用する際の作業手順を定め、作業員に安全な作業方法を教育すること。

事例	年齢	経験期間	業種	事故の型	起因物	休業日数
5	10代	10か月	木材伐出業	飛来、落下	立木等	2週間

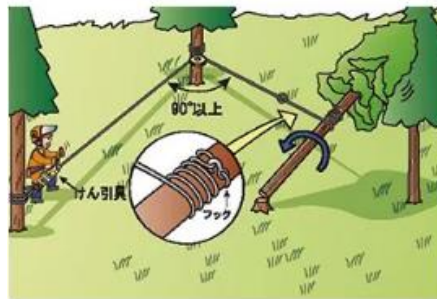
災害発生状況

現場においてかかり木となった桧の処理として元玉切りを行ったところ、チェーンソーが挟まり、かかっていた部分がずり落ち左手首に当たり負傷したものの。



災害発生原因

かかり木処理として元玉切りを行ったこと。



再発防止対策等

- 1 かかり木の処理作業をする際は、チルホールなど適切にかかり木処理ができるものを使用すること。
- 2 作業員に伐倒及び安全なかかり木処理を教育すること。



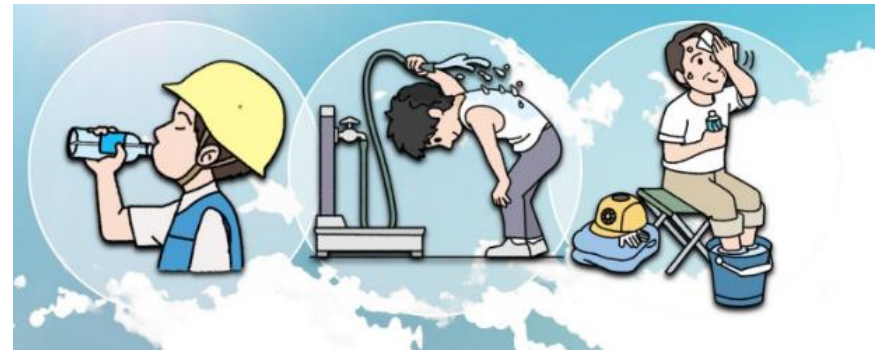
3 労働災害防止対策

(1) 熱中症対策

自分でできる7つのこと（概要）

熱中症予防のため、自分でできる7つのことを実践しましょう

1. 熱中症を正しく知る
2. 応急手当と水道水散布法
3. 暑さ指数の活用（測定・確認）
4. 暑熱順化
5. 水分・塩分同時補給
6. プレクーリング
7. 健康管理



熱中症対策

自分でできる7つのこと

1. 熱中症を正しく知る

熱中症とは、「高温多湿な環境に長時間いることで、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態」を指します。（厚生労働省のホームページより）

熱中症になる**主な要因**は

- (1) 蒸し暑さ
- (2) 暑さに慣れていない
- (3) 水分・塩分の不足
- (4) 長時間連続作業



熱中症対策

自分でできる7つのこと

2. 応急手当と水道水散布法



I 度（軽度）：意識ははっきりしているが、めまい・立ちくらみ等の症状

➔ 冷所に移動し安静にして、身体を冷やし水分・塩分の補給（1人にさせない）

II 度（中等度）：頭痛や吐き気、倦怠感等の症状

➔ 医療機関を受診（状況のわかる人が医療機関に同行）

III 度（重症）：意識障害、けいれん発作、高体温等の症状

➔ 救急車要請（救急車が到着するまでの間、作業着を脱がせ、水をかけ身体冷却）

熱中症対策

自分でできる7つのこと

3. 暑さ指数の活用（測定・確認）

暑さ指数を活用するための4ステップ

- ① 暑さ指数の測定
- ② 着用している作業着等を考慮した測定値の補正
- ③ 危険度を確認して対策
- ④ 作業者への周知

WBGT値	注意 25℃未満	警戒 25℃～28℃	嚴重警戒 28℃～31℃	危険 31℃以上
-------	-------------	---------------	-----------------	-------------

(ここで、28℃～31℃は、28℃以上31℃未満の意味)

下記の衣類を着用して作業を行う場合にあっては、算出されたWBGT値に、各補正値を加えてください。

衣服の種類	作業服(長袖 シャツとズボン)	布(織物)製つ なぎ服	二層の布(織 物)製服	SMSポリプロピ レン製つなぎ服	ポリオレフィン布 製つなぎ服	限定用途の蒸 気不浸透性つ なぎ服
WBGT値に 加えるべき 補正値(℃)	0	0	3	0.5	1	11

※ 補正値は、一般にレベルAと呼ばれる完全な不浸透性防護服に使用しないでください。

※ 重ね着の場合に、個々の補正値を加えて全体の補正値とすることはできません。

3. 暑さ指数の活用（測定・確認）

表 1-1 身体作業強度及び暑熱順化の状況に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT 基準値	
		暑熱順化者の WBGT 基準値 °C	暑熱非順化者の WBGT 基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記）；手及び腕の作業（小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け）；腕及び脚の作業（通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作）。 立位でドリル作業（小さい部品）；フライス盤（小さい部品）；コイル巻き；小さい電機子巻き；小さい力で駆動する機械；2.5 km/h 以下での平たん（坦）な場所での歩き。	30	29
2 中程度代謝率	継続的な手及び腕の作業〔くぎ（釘）打ち、盛土〕；腕及び脚の作業（トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両）；腕と胴体の作業（空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫）；軽量の荷車及び手押し車を押ししたり引いたりする；2.5 km/h～5.5 km/h での平たんな場所での歩き；鍛造	28	26
3 高代謝率	強度の腕及び胴体の作業； <u>重量物の運搬</u> ；ショベル作業；ハンマー作業；のこぎり作業；硬い木へのかなな掛け又はのみ作業；草刈り；掘る；5.5 km/h～7 km/h での平たんな場所での歩き。 重量物の荷車及び手押し車を押ししたり引いたりする；鋳物を削る；コンクリートブロックを積む。	26	23
4 極高代謝率	最大速度の速さでのとても激しい活動；おの（斧）を振るう； <u>激しくシャベルを使ったり掘ったりする</u> ；階段を昇る；平たんな場所 <u>で</u> 走る；7km/h 以上で平たんな場所を歩く。	25	20

注 1 日本産業規格 JIS Z 8504（熱環境の人間工学—WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価—暑熱環境）附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したものを。

注 2 暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも 1 週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件（又は類似若しくはそれ以上の極端な条件）にばく露された人」をいう。

注 3 身体を冷却する服を着用していないなど、特段の熱中症予防対策を講じていない場合における「休憩時間の目安」；暑熱順化した作業員において、WBGT 値が基準値～1°C程度超過しているときには 1 時間当たり 15 分以上の休憩、2°C程度超過しているときには 30 分以上の休憩、3°C程度超過しているときには 45 分以上の休憩、それ以上超過しているときには作業中止が望ましいこと。暑熱順化していない作業員においては、上記よりもより長い時間の休憩等が望ましいこと（以下の表を参照）。

WBGT 基準値からの超過	休憩時間の目安（1 時間当たり）
1°C程度超過	15 分以上
2°C程度超過	30 分以上
3°C程度超過	45 分以上
それ以上超過	作業中止が望ましい

（出典）米国産業衛生専門家会議（ACGIH）の許容限界値（TLV）を元に算出。

注 4 身体を冷却する服の着用等により、作業中の深部体温の上昇や休憩中の身体冷却の促進が図られるような場合については、休憩時間を、注 3 に示した休憩時間の目安より短縮し、又は作業中止とする WBGT 基準値からの超過の水準を高く設定することも可能であるが、その検討に当たっては、以下、参考に掲げる知見を踏まえたものとする。また、熱中症の発症や発症後の重症化の有無及び早さは個々の作業従事者の健康状態や作業態様によって大きく異なるため、第 3 の 4（2）に掲げる「作業中の作業員の健康状態の確認」に当たっては、周辺の作業従事者との間で 2 人 1 組で「パディ」を組ませて声かけ等により定期的に相互の健康状態や異常の有無を確認するなどにより、熱中症の未然防止や発症時の迅速な応急措置の実施に努めることが必要である。

（参考）

- ・ ファン付き作業服の着用で、休憩時間を短くすることも可能である。温度 30°C、湿度 85%における運動実験の結果、ファン付き作業服の着用は非着用時と比較して同様の体温に到達するまで 15 分遅らせる効果があることがわかっている。
- ・ 同実験の結果、ファン付き作業服の着用は非着用時と比較して推定発汗量を約 20% 減少させる効果があることもわかっている。

熱中症対策

自分でできる7つのこと

4. 暑熱順化（夏の暑さに身体を慣らすこと）

入職したての人、長期休暇明けの人は要注意。

暑さに身体が慣れても数日間職場を離れると効果は消滅する。

歩く・走る

(帰宅時に一駅分歩くのもOK)

歩く目安
30分

走る目安
15分

頻度目安
週5回



自転車

運動目安
30分

頻度目安
週3回



適度な運動

(筋トレやストレッチなど適度に汗をかくもの)

運動目安
30分

頻度目安
週5回～毎日



入浴・サウナ

(お風呂はシャワーだけでなく、湯船につかる)

頻度目安
2日に1回



熱中症対策

自分でできる7つのこと

5. 水分・塩分同時補給

のどが渴いたと思った時には既に脱水状態が始まっていることがある
のどが渴く前にこまめに水分補給することが大切

手の甲の皮膚をつまみ上げて放し
もとに戻るのに2秒以上かかれば「脱水」の疑いあり



熱中症の予備軍

『隠れ脱水症』の見つけ方

爪押しでセルフチェック



手の親指の爪を逆の指でつまむ



つまんだ指を離したとき、白かった爪の色がピンク
に戻るのに3秒以上かかれば脱水症を起こしている
可能性があります

熱中症対策

自分でできる7つのこと



熱中症の予備軍

『隠れ脱水症』のを見つけ方

尿の色でセルフチェック

身体の水分量が不足

①

いい感じですよ。普段通りに水分をとりましょう。

②

問題はありませんが、もう少し給水しましょう(コップ1杯程度)。

③

1時間以内に約250mlの水分をとりましょう。
屋外、あるいは発汗していれば500mlの水分をとりましょう。

④

今すぐ250mlの水分をとりましょう。
屋外、あるいは発汗していれば500mlの水分をとりましょう。

⑤

今すぐ1000mlの水分をとりましょう。
この色より濃い、あるいは赤/茶色が混じっているときは、
脱水症状以外の問題が考えられます。すぐに病院に行きましょう。

②～⑤

水分を補給して
身体の水分量を
回復させましょう

⑤より濃いときは
すぐに報告して下さい

熱中症対策

自分でできる7つのこと

熱中症対策ドリンクの作り方

⚠️ 作った日に飲み切る



熱中症対策

自分でできる7つのこと

6. プレクーリング

あらかじめ体温を下げておき、作業中に体温が上がるのを緩やかにする。

プレクーリングの方法は以下の2つ

- ① 身体の外部から冷やす方法 例：足を冷やす、冷房
- ② 身体の内部から冷やす方法 例：アイススラリー（シャーベット状の飲料）を飲む

熱中症対策

自分でできる7つのこと

7. 健康管理

管理者：現場パトロール中に作業員に声をかけ、健康状態を確認

作業員：単独行動を避け、声を掛け合う・こまめな水分（塩分）補給



イライラしている



呼びかけに応じない



フラフラしている



ボーツとしている

3 労働災害防止対策

(2) 足場からの墜落防止措置

1

一側足場の使用範囲が明確化されます

安衛則第561条の2（新設）

R6.4.1
施行

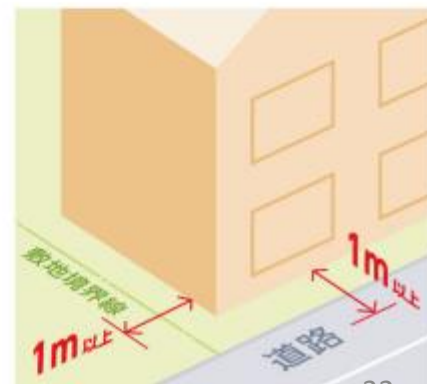
令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所※において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。

● 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

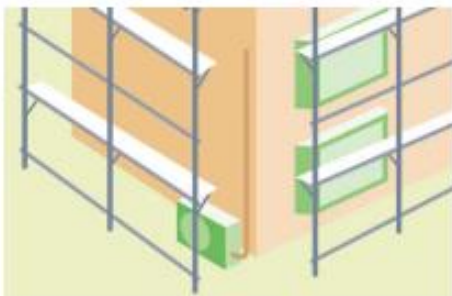
足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。



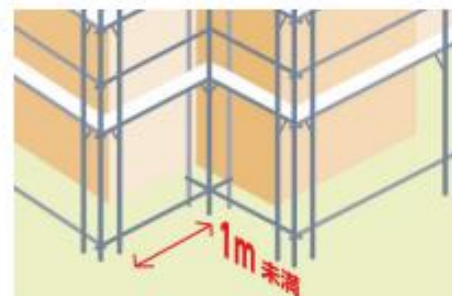
(2) 足場からの墜落防止措置

● 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

- 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



- 建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



- 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔※が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる



※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいです。

(2) 足場からの墜落防止措置

2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第 567 条、第 568 条、
第 655 条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- ・ 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第 88 条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

(2) 足場からの墜落防止措置

3

足場の組立て等の後の点検者の氏名の
記録・保存が必要になります

安衛則第 567 条、第 655 条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に 2 で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

<留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

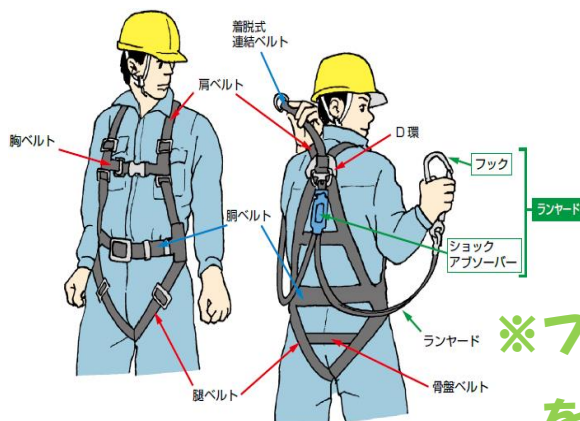
3 労働災害防止対策

(3) 墜落制止用器具

高さが2m以上の作業床のない箇所、作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業

⇒ 6.75mを超える箇所ではフルハーネス型を選定

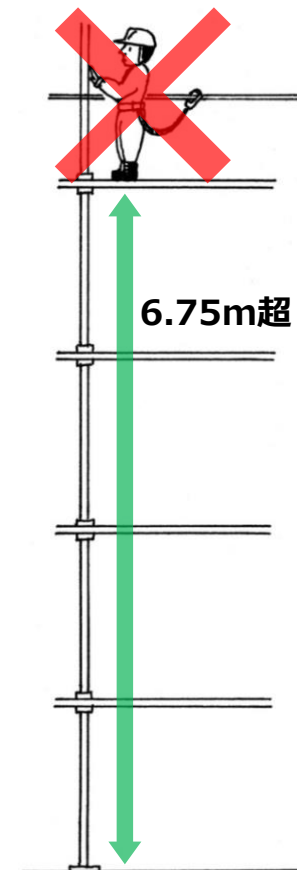
フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型（一本つり）の使用可



※フルハーネス型を用いて行う作業

を行う場合には、特別教育の受講が必要

(ただし、ロープ高所作業に係る業務を除く)



墜落制止用器具

✿ 施行は平成31年2月1日

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(令和2)年				2021(令和3)年				2022(令和4)年
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	以降
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日(1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間					使用可能 (2022(令和4)年1月1日まで)												✗
安全帯の規格改正					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能				販売可能												✗
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												

※現在使用している胴ベルト型やフルハーネス型が墜落制止用器具の規格であることを確認してください!

※安全帯の規格（胴ベルト型・フルハーネス型）の経過措置は、すでに（令和4年1月1日）切れています！

4 その他違反事例等

- (1) 車両系建設機械を用いた作業に関連して、作業計画を定め、関係労働者に周知していないこと。
- (2) ドラグ・ショベルの用途外使用(クレーン機能無しのドラグショベルでの荷のつり上げ作業、クレーン機能付きのドラグ・ショベルであるにもかかわらず、クレーンモードに切り替えずに荷のつり上げ作業を実施しているもの)。
- (3) ドラグ・ショベル等の運転席から離れる際に、バケットや排土板を最低降下位置に置いていないこと。
- (4) 高さ又は深さが1.5mを超える箇所で作業を行わせるにあたって、安全に昇降するための設備を設けていないこと。
- (5) 高さが2m以上の作業床の端や開口部等で墜落の危険があるにもかかわらず、手すり、覆いなどを設けていないこと。
- (6) 移動はしごについて、転位防止措置を講じていないこと。
- (7) ローフ高所作業においてライフラインを使用していないこと。

ご安全に！

